

議事日程(第3号)

平成30年9月14日 午前10時00分開議

- 日程第 1 発議第 2 号 児玉 求議員に対する辞職勧告決議について
- 日程第 2 議案第 5 3 号 平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 5 4 号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 5 号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 1 号 須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 2 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 6 3 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 6 4 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 6 6 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 15 議案第 6 8 号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 16 議案第 6 9 号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 17 議案第 7 0 号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 請 願 「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」について
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 2 号 児玉 求議員に対する辞職勧告決議について
- 日程第 2 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 6 6 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 1 5 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 請 願 「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」について
- 日程第 1 9 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 0 議員の派遣について

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	吉松 辰美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 議長、動議。

○議長（三角 良人） 8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） この場で児玉求議員の辞職勧告の動議を提出いたします。

○議長（三角 良人） ただいま猪谷繁幸君より、児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案の動議が出されました。

本動議には、会議規則第15条の規定により、提出者のほか1名以上の賛成者が必要であります。

ここでお諮りします。本動議に御賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 所定の賛成者がありますので、本動議は成立しました。

ただいま児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案が提出されました。

須恵町議会会議規則第13条に規定する議案の提出要件を満たしているため、本議案を日程に追加し、議題とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、本議案を日程に追加し、議題とすることは決定されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を議会運営委員会が終わり次第とします。休憩に入ります。

午前10時03分休憩

-----  
午前10時22分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど日程に追加した議事日程及び議案は、タブレット内に配付しています。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。退場ですが。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと私……。

○議長（三角 良人） ちょっと待って。退場しない。いい。退場しない。

○議員（1番 児玉 求） いいえ、退場します。

○議長（三角 良人） いや、退場しないでもいいよ。意見、申し出があれば。

○議員（1番 児玉 求） はい、申し出があります。

○議長（三角 良人） 退場拒否。はい、児玉求君。ちょっと待って。違う、違う。ルールが間違  
うた。退場拒否がありました。退場に御賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） わかりました。退場に賛成多数でございますので、児玉求君、退場をお願  
いします。

〔児玉求議員退場〕

---

### 日程第1. 発議第2号

○議長（三角 良人） 日程第1、発議第2号児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案についてを  
議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 自席でよろしいでしょうか。

○議長（三角 良人） いいっちゃろう。違う。こっち。（「はい、登壇です」の声あり）登壇で。

○議員（8番 猪谷 繁幸） それでは、提案理由を説明させていただきます。

申すまでもなく我々議員は、民主主義の制度のもと町民より選ばれ、法律規則にのっとり自  
らの職務を全うするものです。また、議会制度は権力を行使するに当たり、厳格に法律規則で規  
制されています。その法規ルールを守れない議員は、民主主義を否定し、その制度で選ばれた自  
分自身を否定しているようなものです。

平成30年9月10日第3回定例会一般質問において、児玉議員は議長の注意にも従わず、逆  
に食ってかかる態度を示し、町長の答弁で既に回答のあった事項についても質問を繰り返す。議  
会運営委員会において、既に却下された質問案を報告と称して述べる。議会の成立させるルー  
ルを顧みない振る舞いは、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

あわせて決算審査特別委員会においても、しばしば声を荒げて自説を主張しやまない態度。つ  
いに文教厚生委員会においては、委員長長の注意にも従わず、声を荒らげ、発言停止の処分を受け  
ています。

また、調査と称して、事前の連絡もなく休日の中学校に押しかけ、たまたま出勤していた教員  
に無理を通し、校舎内に入る行為は、議員の権力行使として非常識であり、社会人としても非礼  
極まりないものです。

さらに、執行部に対する資料請求を議長の許可なく強要し、即日に回答文書を求めることは、  
執行部の業務を停滞させる行為であり、議員は慎まなければなりません。また、議長の許可なき  
資料請求は越権行為にほかならないものです。

本定例会にかかる問題行動が、主なものだけでもこれほどあります。

もとより児玉議員の身勝手な振る舞いは今回に限ったことはなく、当選以来、毎回本会議で繰り返してきたものであります。議長、同僚議員の注意も効果はなく、回を重ねてきました。議会のルールを守れない議員に対し、これ以上議会議員を続けさせることは困難だと言わざるを得ません。よって、児玉議員はみずからの意思で議員を辞職するように勧告するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。原野君。

○議員（11番 原野 敏彦） 反対討論をいたします。

今、るる猪谷議員から説明がございました。執行部の方も御存じのことだろうと思います。今、私もこの議場に来て、この動議が出されるということを知りました。その前にこういうことがあったから、議会でちょっと話をしてくれということで、内容は若干聞いておりましたけれども、きょう、こうして本会議場で動議が出ることは知り得ていませんでしたので、反対理由をまとめておりませんが。

ただ、やはり町議会に付託をされて当選してこられた議員でもあります。その中で1年生でもあり、1期生ということで、いろいろ勉強もされながら、議員としての活動をやってこられたんだろうと思いますし、共産党ということでいろいろ反対意見を、まあ地方創生に関係ないことを言われていましたけれども、ただ、議員が……。人それぞれですから、我慢できるもの、できないもの、いろいろあるかもわかりませんが、刑事事件を起こしたわけでもないですし、議会の中でのルールを守らなかったということで、毅然たる態度で委員会においても本議場においても、議長様もしくは委員長さんの毅然たる説明の仕方でも進めていけるものだろうと私は思っておりましたし、あと、来年の4月にも改選がございまして、その中で辞職を勧告するというこの大きな問題に対して、私はどうも有権者の方々のことも考えまして、そういうふうな観点から、ちょっときついんではなかろうかということで反対を申し述べます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 次に、賛成討論。田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。ただいまの発議2号に関して、賛成討論をするものです。

ただいま提案者がたくさんの理由を並べておられましたが、今回の定例会においてもこれだけのことがあり、そして、私、同じ委員会でございますので、児玉議員が当選以来ずっと一緒に仕事をしてきたわけでございますが、やはりさまざまな意見があるのはもとより、さまざまな人が

いて、これだけの議員がいて、議論を交わして、町政に貢献していくということである以上、意見の相違は大いに結構なことだと思っております。

しかしながら、我々ルールと制度にのっとして議会を運営しているわけで、何でも言いたい放題というわけにはいかないわけです。1年生でございますから、制度そのものが最初のころはわからないかもしれないですが、ここまで来てもう4年目ですから、1年生とはいっても素人ではない。それが法を、まあ町においては条例ですが、制定する側の議員が遵法意識に乏しい事例が多々あり、そして法を守る、そしてルールにのっとして物事を進めていくということに関して、大変自分自身の向上心をお持ちでない。その結果、議会が大変混乱を来し、今に至っているわけでございます。

私、1期目のときは、一般質問で議長が声を荒げて、また、町長が荒げてというようなことはありませんでした。議員は、やはり紳士であるべきだと思っております。町民を代表するようなこの場で、人を威圧したり、声を荒げて物を言ったり、にらみつけたり、そういう態度は慎まなければならないのはもとよりでございますし、こういったことは、やはりこの場に立ってこそわかることであり、私はむしろこの辞職勧告決議、今に至ってこれが出るというのは、むしろ遅かったんじゃないかなと思うぐらいの思いを持つものでございます。

いろいろ細かいこと、ああいうことがあった、こういうことがあったというのをつけ加えるのはたやすいことですが、それを言う場ではございませんので、先ほど提案者が列記されたさまざまな事項を聞きまして、これは辞職勧告にふさわしいと思ひまして、私の賛成の意見とさせていただきます。

○議長（三角 良人） 反対討論はありますか。反対討論。

○議員（2番 世利 孝志） 反対、反対というか、両方……。反対討論。

○議長（三角 良人） 違う、違う。反対か賛成です。

○議員（2番 世利 孝志） 反対のほうで。

○議長（三角 良人） 世利君。

○議員（2番 世利 孝志） 今、賛成と反対といろいろ意見出ましたけど、私は反対をするほうの意見のほうに今、手を挙げましたけども、原野議員が先ほど言われましたような形で、私も児玉議員も1期生ということで、私も勉強不足のこともあるし、かといって議会を無視したというふうな意見、田ノ上議員もどちらのほうからも。ですので、私は辞職勧告というよりも、例えば一応指導という形の、これだけ議会で拒否されたということについて、もう重く受けとめておると思ひますので、今回私は反対したいと思ひます。

○議長（三角 良人） 次に、賛成討論。松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 私、発議第2号につきまして、賛成討論させていただきます。

須恵町議会におきましても、議会というのは、議長の采配のもとに議事進行するわけですが、私も児玉議員には同じ佐谷区の同僚としていろんなことを、私ができる限りのことを教えてきましたが、全くそのかいなく、こういうことになつとるわけですが、一回私も退場動議を出して、退場させていただきましたが、それから一向に更正がありませんので、先輩たちがつくったこの須恵町議会の品位を落とすと。落とされておりますので、こら辺は一回こういう、勉強していただいて、再度更正したいものを願うものでございますので、この案に対しまして、私は賛成させていただきます。

○議長（三角 良人） 次に、反対討論。討論ございません。賛成討論。ございませんね。これにて討論を終決します。よって、議案第2号児玉求議員に対する議員辞職勧告決議について採決に入ります。本案は、児玉求議員に対する議員辞職勧告です。よって、発議第2号は猪谷繁幸君提出議案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、発議第2号児玉求議員に対する辞職勧告決議については、可決されました。

ここで、児玉求君の入場を認めます。

〔児玉求議員入場〕

○議長（三角 良人） ここで、児玉求君に起立を求めます。発議第2号について、児玉求君に議員辞職勧告が可決されましたことを報告します。

児玉君より弁明の申し出がっておりますが、弁明を許可する方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） ただいま除斥されておりました児玉求君より弁明の申し出がおります。今、起立多数でありましたので、よって、児玉求君の弁明を許可することに決しました。手挙げてください。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 本会議の朝一番の動議で、非常に残念であります。私といたしましては、議員辞職勧告される理由はないと。もうもちろん理由は説明していただきますが、私といたしましては、どの議員よりも町民のために頑張ってきたという自負がございます。非常に勉強不足ありますが、今後とも私は須恵町民のために、選ばれた議員として、皆さんがどうおっしゃろうと、町民のために私は邁進して、これからも議員として活動をしていきますので、その決意を報告いたします。

○議長（三角 良人） 討論に入ります。御意見のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

日程第2. 議案第53号

日程第3. 議案第54号

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

○議長（三角 良人） これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第53号から議案第58号の6議案はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第2、議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第55号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。決算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に際しまして、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、去る9月5日、6日、7日の3日間、審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長、監査委員を除く議員12名の特別委員会であることから省略をさせていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額88億4,149万9,620円、対前年度比1.6%減に対し、歳出総額85億183万5,156円、対前年度比1.8%の減で、歳入歳出差引額は3億3,966万4,464円となり、過去最高額となりました。

経常収支比率は86.7%で、前年度比1.9%ポイント低下になりましたが、この指標は、町

村にあつては70%程度に収まることが妥当とされていますので、依然として財政構造の硬直化、ゆとりがなくなっている状況は続いています。

29年度は翌年度へ繰り越す財源はなく、歳入歳出差引額が実質収支額となり、8年連続黒字決算となっています。

この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は8,036万6,000円の黒字に、また、単年度収支に実質的な黒字要素、赤字要素を控除した実質単年度収支も1億367万1,000円の黒字となっています。

財政調整基金は、町有地不動産売り払い収入等を2,608万2,060円と積み立てましたが、一般会計へ不動産売り払い収入償還金の財源として277万7,060円の繰り出しをしましたので、結果2,330万5,000円増額となり、総額は23億2,241万8,000円となりました。

歳入においては、歳入全体の予算減額及び調定額並びに収入済み額は前年度より減少し、不納欠損額、収入未済額が増加しているため、収入率が0.06ポイント減少しています。また、町税の徴収率は94.93%で前年度に比べ上昇していますが、糟屋地区内ではいまだ下位に位置しています。

自主財源では、町税が29億4,703万8,000円で、町民税の個人分では納税義務者の増加、法人分では新規参入事業所の増加などにより4,916万7,000円の増で、固定資産税は事業所の増加、住宅新築などにより4,935万円の増、軽自動車税は税率引き上げにより208万9,000円の増、町たばこ税は1,620万1,000円の減でしたが、全体では2.9%、8,440万5,000円の増収となりました。

繰入金は、財政調整基金繰入金が2億9,722万3,000円の減額、繰越金は5,909万5,000円の増額でした。

依存財源では、地方交付税19億4,539万3,000円、前年度比金額で5,355万6,000円、率にして2.7%の減。

地方消費税交付金4億6,526万5,000円、前年度比金額で1,847万3,000円、率にして4.1%の増。

国庫支出金10億909万7,000円、前年度比金額で7,855万2,000円、率にして7.2%の減。

県支出金7億5,792万7,000円、前年度比2億2,140万5,000円、率にして41.3%の増。

町債は6億6,197万7,000円、前年度比1億161万7,000円、率にして13.3%の減となっています。

前年度に比べ自主財源は1億6,870万円の減、歳入合計に対する構成比も1.3ポイント減少しています。これは、町税が伸びたものの、繰入金、諸収入が減ったことに伴い自主財源が減少したためです。

29年度の地方債の借入額は6億6,197万7,000円で、主なものは臨時財政対策債3億1,677万7,000円、農業用施設整備事業債6,670万円、緊急防災・減災事業債が7,200万円、中学校施設整備事業債が1億7,330万円です。

また、年度末の地方債残高は66億8,139万4,000円で、前年度に比べると1億4,397万8,000円増加しております。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、総務費では、プレミアム付商品券交付金1億3,800万円の減、オープンイノベーション戦略推進業務委託料1,996万9,000円の減、オープンイノベーションセンター建設工事請負費1,141万6,000円の減。

民生費は、障害者支援費、自立支援給付費3,795万6,000円、保育所等施設整備事業費補助金2億3,449万2,000円、国民健康保険特別会計繰出金3,300万円の増、アザレア幼児園建設工事請負費2億9,376万円の減です。

衛生費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4,959万5,000円の減。

農林水産業費は、旅石地区水路改良工事請負費8,900万3,000円の増、尾黒ため池改修工事請負費1,521万7,000円の減。

商工費は、プレミアム付商品券発行事業補助金2,634万8,000円の増。

消防費は、城山防災会館（仮称）建設工事請負費9,535万3,000円の増。

教育費は、須恵東中学校大規模改造工事請負費2,678万2,000円、須恵中学校校舎外壁工事請負費9,655万2,000円、文化会館空調更新工事請負費4,908万6,000円の減額です。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧工事請負費92万9,000円の減。

公債費は、第三小学校用地取得費6,571万円の減額となっています。

これを性質別で見ると、主なものは、人件費12億3,702万7,000円で、前年度比2.6%、3,083万8,000円の増。

扶助費17億5,385万1,000円で、8.5%、1億3,788万4,000円の増。

普通建設事業費7億6,590万円、32.6%、3億7,063万8,000円の減です。

29年度の特別会計への繰出金は7億2,875万5,812円で、前年度より5,034万3,837円の増額となりました。

国民健康保険特別会計は3,552万580円増加しています。これは、県から交付される調

整交付金が減ったことで、収支が悪化したことによるものです。国民健康保険は平成30年度から県が財政調整運営の主体となり、須恵町の本来の税率である標準保険税率を示すことになりました。今後税率の大幅な上昇とならないよう、保険事業の充実及び医療費の削減対策を講じ、計画的な財政運営が必要です。

繰出金の主なものは、国民健康保険特別会計3億2,869万5,634円で、前年度比3,552万580円の増。

後期高齢者医療特別会計8,699万6,178円で、854万9,257円の増。

公共下水道特別会計2億6,848万9,000円で、68万4,000円の増。

農業集落排水事業特別会計4,457万5,000円で、559万円の増額です。

質疑として、歳入の諸収入において、運賃収入と運賃外収入についてがあり、コミュニティバスの広告収入増の検討との意見がありました。

歳出では、総務費において、業務分析事業業務委託アウトソーシングの状況について、町有地測量業務の件数について。

民生費において、臨時福祉給付金の不用額について。

衛生費において、環境美化集積所火災の状況、復旧工事の内容について。

教育費において、特別支援教育就学奨励金について。

災害復旧費において、工事請負費の額についてなどの質疑がありました。

討論において、業務改革モデルアウトソーシング業務委託事業については、臨時職員の雇用を外部委託にするとの理由等において反対するとの反対討論がありました。

質疑、討論を踏まえ、採決の結果、賛成多数で認定としております。

議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支ですが、歳入総額36億2,805万6,793円、歳出総額36億2,264万184円で、歳入歳出差引額は541万6,609円となっており、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ると76万1,231円で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支はマイナスの3,805万2,593円となり、赤字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は92.5%、そのうち国民健康保険税が64.9%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では、国民健康保険税が2,374万1,522円で、率にして4.5%、繰入金が3,552万580円、率にして12.1%の増です。国庫支出金が4,366万4,222円、率にして5%、療養給付費交付金が3,767万5,007円、31%、前期高齢者交付金が1,834万6,733円、2.1%、県支出金が6,075万3,313円、

28.3%、共同事業交付金が586万700円、0.7%の減となっています。

歳出では、保険事業費が141万7,357円、率にして7.5%、諸支出金が2,447万7,322円、161.1%の増です。保険給付費が6,775万3,849円、3%、後期高齢者支援金等が1,303万4,692円、3.5%、介護納付金が309万8,270円、2.5%、共同事業拠出金が5,152万822円、6%の減です。

平成29年度の国民健康保険税の徴収率は現年度91.77%で、前年度比0.53ポイントの増、滞納繰越分12.18%で、0.12ポイントの増となっており、全体では64.92%で、前年度より0.96ポイント上回っています。

不納欠損額は1,234万3,700円で、人数は103人となっています。

本年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が約1億780万円、歳出が約1億860万円の減となっています。これは、平成29年度に税率改正を行ったため、国民健康保険税は収入済み額がふえてはいますが、被保険者数の減少により総医療費が減少、それに伴う国の負担金、国保連合会からの共同事業交付金等が減少したことによるものです。

また、県の財政調整交付金の医療費抑制市町村分及び共同安定化事業拠出超過補填分の減額の影響により、国保会計の赤字補填のための一般会計繰入金は7,700万円となり、前年度と比較すると3,300万円の増となりました。

質疑では、歳入の国民健康保険税において、未納、不納欠損に対する取り組みについての質疑がありました。

討論では、国民健康保険税における不納欠損額、収入未済額が多く、低所得者に対する保険税の取り組みに対して不足、不満があるので反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定することとしております。

議案第55号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支ですが、歳入総額3億2,234万9,639円、歳出総額3億651万354円で、歳入歳出差引額は1,583万9,285円となっており、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は98.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.8%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億2,015万7,060円、歳入合計に対する構成比は68.3%と、3款繰入金8,699万6,178円、歳入合計に対する構成比27%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億9,830万3,549円、歳出合計に対する構成比97.3%が主なものです。

以上、採決の結果、賛成多数で認定することとしております。

議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額は10億5,443万8,306円で、前年度比5%、5,572万3,901円の減です。歳出総額は10億4,180万6,413円で、前年度比5.6%、6,148万969円の減です。歳入歳出差引額は1,263万1,893円、繰越明許費繰越額が550万円で、実質収支額は713万1,893円です。単年度収支は25万7,068円で、黒字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は95.7%、調定に対する収入率は98.8%で、前年度と同額です。歳出合計額の予算に対する執行率は94.6%で、前年度比5ポイント減です。

歳入では、負担金が供用開始面積の増により前年度比31.4%、1,264万8,200円の増となりました。使用料等は、公共下水道への接続がふえたことにより、前年度比5.4%、1,293万6,160円の増となりました。

国庫補助金は前年度比16.7%、2,050万円の減、繰入金は前年度比0.7%、217万4,000円の増、下水道事業債は前年度比15.2%、5,960万の減となりました。

歳出では、総務費が前年度比3.8%、795万6,931円の増、下水道事業費が17.8%、7,914万5,938円の減、公債費が2.2%、970万8,038円の増です。

町債の今年度借入額は3億3,270万円で、償還未済額は66億9,952万5,433円となっています。

なお、下水道普及率は82.9%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額は7,926万4,449円で、前年度比3.5%、268万1,788円の増です。歳出総額は7,628万3,584円で、前年度比4.3%、311万8,682円の増です。歳入歳出差引額は298万865円、実質収支額も同額で、単年度収支は43万6,894円の減となりました。歳入合計額の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は99.7%で、前年度比0.3ポイントの増です。歳出合計額の予算に対する執行率は96.9%となっております。

歳入では、分担金が396万円の減となりました。繰入金は前年度比14.3%、559万円の増、下水道事業債は前年度比3.1%、70万円の増となりました。

歳出では、農業集落排水事業費が13.2%、153万1,541円の増、公債費が2.5%、155万8,516円の増です。町債の今年度借入額は2,340万円で、償還未済額は4億4,594万782円となっております。

質疑では、使用料及び手数料において、滞納繰越分下水道使用料の収入未済額と不納欠損額の状況についての質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について。

営業実績は給水人口2万8,148人で、前年度比493人増加しました。年間総排水量は262万9,493立方メートル、年間総有収水量は252万3,424立方メートルで、2万5,646立方メートル増加し、有収率は95.97%、水道普及率は99.52%でした。

排水施設改良工事は、城山地区11工区水道管改良工事ほか11件が施工されています。

収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,073万164円に対し、同費用は5億1,970万4,465円で、差し引き9,102万5,699円の黒字となっています。前年度比106.3%、4,689万5,481円の増でした。

当年度未処理利益剰余金は、4億9,762万2,118円となっています。

資本的収支では、下水道工事に伴う負担金の増及び国庫補助事業である佐谷立毛地区緊急管路改良事業費並びに、緊急時用連絡管事業の工事請負費の増に伴い、国庫補助金及び企業債も増となりました。

収入2億1,171万5,560円に対し、支出は3億4,237万8,648円となり、差し引き1億3,066万3,088円の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されています。

採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより、議案第53号から議案第58号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより議案第53号について、討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

役場の業務が本年度から外部委託されるということでもあります。幼稚園教諭、保育士、栄養士等を含む229名の臨時職員を今後外部委託するものであります。

内容といたしましては、正職員の労働時間の短縮、行政コストの減少、住民サービスの向上とありますが、将来、正規職員の減少にもなるんじゃないかと思っております。

また、臨時職員の契約が1年で、通年5年勤務の無期転換の改正労働契約法にも抵触すると思えます。また、民間業務一括委託で、住民のプライバシー保護、役場が責任を持てるのかという問題がございます。

臨時嘱託職員の雇用もままならず、役場の業務を一括業務委託するということは、住民サービスの向上よりもプライバシー保護の面、また将来の正規役場職員の減少にもつながり、役場本来

の臨時職員から正規職員への道を閉ざすものでもあり、志免町、宇美町の連携もまた正規職員の減少にもなり認められません。よって反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 賛成討論はございますか。——これにて討論を終結します。

よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第54号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

29年度の国保税の不納欠損額は1,234万3,700円であります。収入未済額は2億8,305万3,031円であります。27年度は3,663万4,088円、28年度は3,619万918円、29年度は4,587万4,050円の未納額が出ております。毎年3,600万円以上の未納額がふえ続け、収入未済額と不納欠損額は平成13年から29年まで、概算ではありますが5億8,000万円にもなります。

滞納世帯も500世帯前後、短期被保険者も400名前後あり、高齢者、非正規の方が多く、高い保険税を払えない、こういう現実があります。

一般会計から3億2,869万5,634円の繰り入れは認めますが、さらなる繰り入れをして、国保税の未納をなくし、誰もが病院に行けるようにすべきだと思っております。

平成27年度の国保税40代夫婦、子ども2人、資産割5万と仮定したモデル世帯、夫の収入が225万1,000円、給与所得が139万6,000円のモデル世帯では、篠栗町の国保税は19万5,300円、福智町は21万800円、須恵町は22万3,500円で、篠栗町より2万8,200円も高くなっております。

子どもの均等割の軽減等を考慮して、篠栗町並みの国保税にすべきとして反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 賛成討論。今村君。

○議員（14番 今村 桂子） ただいま、児玉議員が反対をされておりましたが、低所得者に対しては軽減措置をきちんと設けております。

また、今決算におきましては、29年度の徴収率は現年度91.77%と、前年度比から0.55ポイントアップしております。また、滞納分につきましても12.18%で、0.12ポイントアップしております。

それと、今言われました一般会計からの繰り入れに関しましては、なるべく繰り入れをしないという方針が県のほうからも出ております。そして、何年か後には繰り入れをなくすようにという指示も出ております。繰り入れがあるということは、一般会計に関しましては国保以外の方、社会保険の方たちもその分を負担しているという状況でございますので、そこに不公平が生じておるわけでございます。ですから、繰り入れをなるべく一般会計からしないようにということで、現徴収している国保税というのは計算をされております。

ですから、できれば皆さんが、町民の皆さんがジェネリック医薬品にしたりとか、健康に注意をするなど、なるべく健康に留意をして国保のお金を使わないようにしていただくことが、一番のみんなの減税になるということでございますので、この議案に対しましては賛成でございます。以上です。

○議長（三角 良人） 反対討論。——これにて討論を終結します。

よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第55号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第55号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第56号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第57号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。休憩に入ります。

午前11時20分休憩

-----  
午前11時30分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第8. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案第59号、1ページをお開きください。

提案理由として、介護保険法の一部改正により、県から保険者へ指定権限が移譲されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要が生じたものです。あわせて、福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直し等に伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたことによるものです。

新旧対照表にて説明いたします。3ページをお開きください。

第4条4項に指定居宅介護支援事業者を追加します。

4ページをお開きください。

別表第2表ですが、ここの区分に指定居宅介護支援事業者が追加されます。県からの指定権限

が移譲されます。

第11条1項は、常勤の副広域連合長を非常勤の副広域連合長に変更するため、選任の規定を変更します。2項は、副連合長が連合長の職務を代行する規定、以下項ずれします。3項は文言の整理。第12条4項は、副広域連合長が関係市町村の長から選任される規定。第13条は、副広域連合長の任期の規定です。

2ページに戻りまして、附則、この条例は平成30年11月1日から施行する。

質疑として、指定居宅介護事業者とは何かというもの、回答は、ケアマネージャーがケアプランを作成し、事業者や関係機関と連絡調整する事業所とのことでした。重ねての質疑に、その事業者の規模はというもの、回答は、規模はさまざまというものでした。

討論として、町財政を圧迫する懸念があるとして反対というものがありました。ただし、この反対意見は議会に付託された審査との関連性が全く見出せないものですが、それはそれとして受け入れたものです。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページでございます。

提案理由として、災害時における初期防災活動等を行う自主防災組織の結成、促進並びに育成及び活動支援を行い、地域防災力の向上を図るため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案

するものでございます。

2ページをお願いします。

第1条で、制定の目的を自主防災組織の育成等を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全を確保するとしております。第2条で、この条例内の用語の意義を自主防災組織及び災害について定めております。第3条で、町長の責務を。第4条で、町民の責務を示しております。第5条で、自主防災組織の事業について予算の範囲内で助成するとしております。第6条で、必要と認めるとき、結成・育成について指導及び助言をしなければならないとしております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑といたしまして、自主防災組織は全区に設立してもらおうのかとの質疑に、全ての区で区長会で設立のマニュアルを配付し、規約や計画の策定は総務課へ相談いただくようにしているとのこと。また、予算はどう考えているのかに対し、来年度に設立届を提出していただくことで考えているため、来年度当初予算に計上を考えているとのこと。また、説明会は行っているのかの質疑に、希望があれば対応し、現在、随時実施しているとの回答でございました。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町地域防災計画に定めるところによる、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等関係者による避難行動支援者に対する避難支援者等の実施を支援するため、基礎となる名簿

作成し、避難支援者等関係者へ提供して避難行動要支援者を災害から守り、安全を確保するため当該条例を制定する必要性が生じたので提案するもので、この条例につきましては、自主防災組織の育成等に関する条例同様、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、内閣府の災害対策基本法等の一部を改正する法律によりまして、市町村長は高齢者・障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て、消防・民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすることという住民等の円滑かつ安全な避難の確保のため、国の定めたガイドラインによる制定を行うものでございます。

2ページをお願いします。

第1条で、制定の目的を、第2条で、この条例内の用語の意義を、第1号で、避難行動要支援者、第2号で、避難支援者等、第3号、避難支援者等関係者について定めております。第3条、避難行動支援者の範囲を、第1号で、介護保険法等の規定による要介護3から5の認定を受けている者、第2号で、70歳以上のひとり暮らし高齢者、第3号で、身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、第4号で、県が発行する療育手帳の障害の程度Aの交付を受けた者、第5号で、そのほか災害発生時における支援が必要な者と定めています。第4条で、避難行動要支援者に避難支援者等を実施するための基礎となる名簿の作成について、同2項で、名簿に掲げる事項を定めております。

3ページをお願いいたします。

第5条で、名簿情報の提供は本人の同意を得なければならないとし、第6条で、町長は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援等関係者に対し必要な限度で前項の規定にかかわらず、避難行動要支援者全員の名簿情報を提供することができるとしております。

第7条で、名簿情報を提供するときは、名簿取り扱いに関する協定を締結するとし、第8条で、名簿提供を受けた者の名簿情報の漏えい防止の措置を講ずるとしてしております。第9条では、利用及び提供の制限を定めております。

4ページでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑としまして、もう少し名簿をオープンにしていけないかという質疑に対しまして、避難準備・勧告・指示と3段階あり、今回、避難準備は避難準備及び高齢者避難開始に変わったが、これは避難に時間がかかる方や避難に支援が必要な方であり、特にこのような方々は、自主防災組織に名簿の提供をすることとしております。しかし、本人の同意がとれない方以外は、全ての個人情報を自主防災組織に提供することを考えている。個人情報よりも人の生命、財産が大事であり、災害発生した場合、支援が必要と認められる方は、本人の同意が得られない場合でも

町長の判断により自主防災組織へ提供することの説明でございました。

また、第10条で守秘義務があるが懲罰はないのかの質疑に対し、自主防災組織が持つ情報も個人情報保護法の適用を受けるため、法の罰則規定が準用される。なお、各区に対し個人情報保護法に関する研修会等の実施を検討しているとのことでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案第62号の1ページをお開きください。

提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

3ページの新旧対照表をごらんください。

上位法である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことにより、参照条文が項ずれを起こしています。改正前、15条第2号、下線部の「同条第9項」の文言が、改正後「同条第11項」となります。なお、改正により、上位法に挿入された2項は町に当てはまるものではありません。

2ページに戻ります。

附則、この条例は平成30年4月1日から適用する。

質疑として、なぜ上位法が改正されたのかというもの、回答として、事務が迅速になることを図ってのものと思われるとのことでした。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案第63号の1ページをお開きください。

提案理由として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を定める省令が、平成30年4月27日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

4ページの新旧対照表をごらんください。

家庭的保育事業における連携施設の確保が困難な場合の緩和措置及び食事提供に関して、自園で調理できない場合、市町村が適当と認める事業者からの外部搬入を可能とする緩和措置の改正です。

第5条は、改正前、下線部が示す第6条に新たに2項、3項が追加されることにより、参照条文を明確にする改正です。第6条1項は、文言の整理、第6条2項は、4ページ、5ページにまたがりませんが、第1号において、連携施設との間の役割の分担及び責任の所在の明確化、第2号において、3項に掲げるものの本来業務に支障なき措置を講ずることで代替保育の提供緩和ができるというもの、3項は、連携協力者として小規模保育事業者及び事業所内保育事業者に係る規

定です。

第6条2項第4号は、食事の提供に関し、外部搬入を可能とする要件が追加されています。第45条は、第6条の改正に伴うもの、附則第2条は下線部文言の追加、同第2条2項は、緩和措置として、家庭的保育事業者は自園における食事提供につき、調理方法、衛生調理設備、トイレの設置を10年間適用しないことができるというものです。

附則、この条例は公布の日から施行する。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

保育園、幼稚園、認定こども園等において、保育士、幼稚園教諭が不足している園では、看護師、準看護師、保健師の職員が保育に当たることができるということでございますが、保育士・幼稚園教諭との専門性が違い、保育の質の低下を招きます。

まず、保育士・幼稚園教諭の待遇改善が先で、他業種より100万円前後も低い給与体系を見直して、働いていただくのが本来の姿であるということで反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 次に、賛成討論。これにて討論を終結します。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案第64号の1ページをお開きください。

提案理由として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。

3ページの新旧対照表をごらんください。

放課後児童支援員の資格に関する規定です。第10条3項の改正は、教員免許更新制に伴い、期限の切れていない有効な教員免許を持つものを指定するため参照する法、条文を改正しております。同条第10号は、第3号の改正とも関連しますが、「5年以上の経験者であり、町長が適当と認めた者」を追加します。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

質疑の際ですが、少々細かく叙述します。この第10号の新設で5年の経験を求めるのは、対象が限定され門戸が狭くなる。「町長が認めた者」との規定の新設は、町長の権限を強化するものとの発言がありました。この発言に対し、委員相互に注意をし、資格の規定がふえているのだから狭くなるわけではないと正しました。しかしながら、これは門戸が狭くなる、限定されるとの主張を繰り返す状態でした。幾ら何でもこのような理解では正常な議論ができないので勉強してくださいと発言を認めませんでした。すると、越権行為だ、そんなことを言って大丈夫ですかと恫喝されましたので、委員長長の指示に従えないなら発言停止の処分をすと言いつ渡しました。それにもかかわらず、再度、越権行為といいますので、これは須恵町議会委員会条例第8条の委員長の議事整理及び秩序保持権を侵害する発言と認め、同条例第18条2項に基づき、児玉求委員に発言停止の処分を下しました。討論はありませんでしたが、発言停止中の児玉委員が挙手したことに、ルールがわかっていないことを確認しました。討論を認めず採決しました。なお、その後ですが、続く2つの議案の審査の際、規定にはありませんが発言停止の処分を解く動議を出しますかとの催告をあえて委員会に諮ったのですが、動議なしで審査は終結いたしました。余談ですが、動議催告の際、当人が挙手したことに驚きました。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

現在、3小校区にあるわけでありますが、現状としまして常勤・非常勤の体制で行われております。常勤は約3時間お勤めされると、非常勤は2時間、週2、3回ということでございます。

そうしまして、なぜかと申しますと、従来は教員免許がなくても県の研修を受けた者であれば支援員というふうになっておるわけです。そして、就労する人が短時間、3時間です。だから、なかなか来る方が少ないということ、これが5年以上従事した経験者でないとならんということになれば、ますます誰も来ないんじゃないかなというお話でございます。

ですから、従来から保護者会を通しまして、町としても保護者会はもう保護者会でやってもらうんだと、町は補助金は出すけど後は口出ししませんよというのはもうこれ三角議長も酸っぱくおっしゃいました、これはです。

門戸を私は、門戸を開くためには、この5年以上の従事した経験という人を入れるということは、これは門戸が狭くなると、そのことを私はお話したわけです。ですから、ここに町長の決済も必要じゃないんじゃないかなということで反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 賛成討論ございますか。——これにて討論を終結します。よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。再開を13時といたします。休憩に入ります。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第14. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第66号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第66号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求め  
るものです。住所、[REDACTED]。氏名、中嶋裕史。生年月日、[REDACTED]  
[REDACTED]、70歳。

2ページの経歴書をごらんください。

中嶋前町長は、教育長を平成13年7月1日から平成14年1月31日までの7カ月、町長を  
平成14年5月1日から平成30年4月30日までの4期16年務められました。須恵町表彰条  
例の町長職、8年以上の規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり  
ませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は同意です。よって議案第66号は委員長報告のとおり決定するこ  
とに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第66号自治功労者の推戴については  
委員長報告のとおり同意することに決しました。

---

### 日程第15. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第  
3号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第  
3号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,757万  
3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億3,609万2,000円とするものです。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳  
入歳出予算補正による。第2条で、地方債の追加、変更は第2表地方債補正による。第3条で、  
債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしております。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正、1、追加、庁舎非常用電源設備等整備事業債、限度額500万円、庁舎1階窓口改修事業債、限度額2,880万円、どちらも起債の方法は証書借り入れです。

2、変更、道路改良事業債、限度額を2,380万円から2,990万円に変更するものです。

5ページ、第3表債務負担行為補正、1、追加、庁舎非常用電源設備等改修工事設計管理業務委託、限度額800万円、福祉センター改修工事設計管理業務委託、限度額140万円、子ども・子育て支援計画策定業務委託、限度額300万円を追加し、いずれも期間は平成30年度から平成31年度までとしています。

8ページ以降の事項別明細書です。

歳入の主なものは、13款2項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金685万4,000円、道路改良工事の補助金、採択率が上がったことによるものです。

14款2項県補助金は、ため池改修工事の補助金、農村環境整備事業費県補助金900万円、荒廃森林整備事業費県補助金165万8,000円。

16款寄附金は、宝満堂様からの寄附300万円とふるさと応援寄附金をネットPR拡充の成果として2,218万円補正するものです。

18款繰越金6,196万9,000円は、29年度決算実質収支額3億3,966万円から補正財源として一部計上するものです。

20款町債は、庁舎の非常用電源設備等整備事業、1階窓口改修事業に伴う起債、合わせて3,380万円と道路改良事業債610万円です。

歳出の主なものは、2款1項総務管理費は、庁舎1階窓口改修業務委託料3,200万円、ふるさと応援寄附金にかかる報償費、委託料ほかで、計1,163万4,000円です。

3款1項社会福祉費は、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金435万7,000円、包括支援センター移設に伴う福祉センター改修工事設計管理業務委託料102万円の補正です。

6款1項農業費は、新屋敷井堰ワイヤーロープ取替工事請負費980万円、市場ため池改修工事請負費2,300万円。

8款2項道路橋梁費は、補助金の採択率増のため、一番田地区9工区道路改良工事請負費を1,900万円追加したものです。

9款1項消防費は、新生分団トイレ改修工事に伴う消防施設整備補助金125万8,000円と、7月の西日本豪雨時の費用を含めて新規に災害対策費を450万2,000円計上したものです。

10款5項社会教育費は、各行政区から要望があった公民館の空調設備の更新等の費用として、

類似公民館等施設整備費補助金を689万4,000円計上しています。

質疑として、歳入において、16款寄附金でふるさと応援寄附金の今後の展開、来年度予算におけるふるさと応援寄附金の捉え方についての質疑がありました。歳出において、2款総務費でふるさと応援寄附金の返礼品について、3款民生費で自殺予防対策の臨床心理士の出勤回数等について、6款農林水産業費で市場ため池改修工事について、10款教育費で南幼稚園の屋根修理及び今後について、佐谷区指定文化財樹木伐採業務委託料の工事内容についてなどの質疑がありました。

質疑を踏まえ採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16．議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

国民健康保険特別会計補正予算1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ758万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,856万円とするものです。

事項別明細書6、7ページをお開きください。

歳入、4款1項1目保険給付費等県交付金2節特別調整交付金の追加による27万円の増額補正です。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、次に説明いたします歳出予算補正によりまして、不足分の190万3,000円を増額補正するものです。

6款1項1目繰越金541万5,000円の増額は、29年度からの繰越金です。

8、9ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費27万円の増額補正は、国保連合会事業状況報告支援システム改修委託料です。

8款1項7目療養給付費等交付金償還金731万8,000円の増額補正は、平成29年度退職者医療療養給付費等交付金の過年度精算分の返還金です。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第70号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ245万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,845万4,000円とするもので、職員の人事異動に伴う不足する人件費関連の補正のみでございます。

事項別明細書6、7ページをお開きください。

歳入、4款1項1目一般会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金245万4,000円の増額補正をしております。

8、9ページをお開きください。

歳出、1款1項総務管理費では、人件費245万4,000円を増額補正しております。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第70号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 請願

○議長（三角 良人） 日程第18、請願「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。10番、合屋伸好君。

○議員（10番 合屋 伸好） それでは、請願「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」でございます。

請願者は美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会、運営委員長、山本泰蔵氏、提出先は資料のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官の6名になっています。

また、全国の36県議会において可決がなされているということで、福岡県におきましては、20議会でも可決はされているということになってはいますが、数が少ないようでございますが、まだ議案提案中であろうということでございますので、多数の賛同が得られるものと思っています。

内容は記載のとおりでございますが、特に、改憲4項目というのがございまして、これを御承知のとおりであろうと思いますので説明は省きますが、これが特に問題になっているというところでございます。

また、取り違えていただきたいところは、これは何かの議論を須恵町ですということではなく、国会での論議の喚起を求める、早急に議論を進めてくれということが請願の趣旨でございますので、お間違えのないようお願いし、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三角 良人） 紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願に対して反対の討論をいたします。

国民は、9条改憲を望んではおりません。安倍首相は9月10日に行われた総裁選立会演説会後の共同記者会見で、秋の臨時国会で自民党改憲を提出する意向を示しました。しかし、総裁選で選ばれる総裁に期待する政策は何ですかの世論調査では、共同新聞のほうでは、社会保障26%、景気・雇用が23%の上位で、憲法改正は8%で最低であります。

また、秋の臨時国会での自民党改憲案の提出についても、反対49%（朝日・共同）、提出を急ぐべきではない49%（日経）で賛成。秋の臨時国会に提出すべきだという意見を上回りました。

演説会でも石破氏が、改憲の理解がないまま国民投票なんかかけちゃいけないと異論をかけたほどであります。

記載されている憲法に不備はありません。第二次世界大戦が日本国民320万人、アジア諸国民2,000万人の犠牲など、多大な惨禍をもたらせたことの反省に立ち、憲法9条は二度と戦争はしない、国際紛争解決に武力は行使しないということを宣言したものです。戦後73年、平和に暮らせたのも憲法9条のおかげです。

安倍政権は、歴代政権がアメリカの戦争に日本が協力することを禁止した集団的自衛権行使容認を閣議決定し、2016年、自衛隊の海外での武力行使に道を開く憲法違反の安保法制、戦争法を強行いたしました。

憲法99条は、国会議員など、憲法を尊重し擁護する義務があります。尊重・擁護・義務を踏みにじるもので、国民の怒りと不信・不安が広がっております。

憲法9条に自衛隊を明記するということは、安倍首相は何ら問題はないというふうに言われますが、安保法制が違憲とはいえなく……。

○議長（三角 良人） 児玉君。趣旨に反した討論をしようごたあけど。

○議員（1番 児玉 求） いえ。

○議長（三角 良人） いえじゃなくて、憲法論議の推進をしなさいって、憲法をどうするという話ではないでしょうが、これは。

○議員（1番 児玉 求） いえ。

○議長（三角 良人） 国民的議論の喚起を求めるということで、先ほど紹介議員も言ったように論議するものじゃないと今言っていたでしょう。

○議員（1番 児玉 求） だから、国会ですということはですね。

○議長（三角 良人） 国会にしなさいということを出す話だから。

○議員（1番 児玉 求） ですから、その内容を皆さんやっぱり御存じ……。

○議長（三角 良人） わかっていますから。言われたくない、あなたに。

○議員（1番 児玉 求） 途中ですから。

○議長（三角 良人） 途中じゃなくて、違うって。（「最初から違う」「趣旨が違う」の声あり）その辺でやめて。趣旨が違うから。

○議員（1番 児玉 求） まだちょっと。議長。

○議長（三角 良人） 違うって言いようが。（発言する声あり）

紹介議員から紹介のときあったでしょう。

○議員（1番 児玉 求） それは聞いておりますけど。

○議長（三角 良人） 聞いとるなら。

○議員（1番 児玉 求） この憲法論議の本質を私はお話して……。

○議長（三角 良人） みんな知っとるって。あなただけ知っとうわけでないでしょう、もう。憲法論議するものじゃないって紹介議員が紹介したでしょう。

○議員（1番 児玉 求） だから、私は本質のことを言っておるから。

○議長（三角 良人） 違うって。だから、これに対して、議案に対して、請願書に対してのどうのこうの、出すか出さんかの話です、これは。いいですか。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと。

○議長（三角 良人） もう違います、趣旨が。

○議員（1番 児玉 求） まだちょっと。もう少し。

○議長（三角 良人） 違うって。違うって言いよるでしょうが。

反対討論になっていませんと思いますが、皆さんどうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 憲法論議を論じるんじゃないって、先ほど紹介議員が言ったでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） ですから……。

○議長（三角 良人） ですからじゃないって言いよるでしょうが。ちょっと待ってください。

反対討論になっていませんから、却下します。白水君。

○議員（3番 白水 勝元） 反対討論いたします。

今回、請願者が美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会ということになっておりますけども、この大元は日本会議から発せられています。日本会議というのは極右組織とも言われておりまして、日本国憲法を戦前の状況に戻そうとする人があると思われまして。

例えば、森・加計の籠池理事長、この日本会議のメンバーであります。瑞穂の国の云々とか、自分の経営する学園の生徒に教育勅語を丸暗記させて復唱させていました。これを見た安倍昭恵夫人はすばらしい教育と感想を漏らして、この学校の名誉校長になりました。安倍首相もこれを黙認し、これらを背景として籠池氏は国の関係部署にプレッシャーを与えて、大幅利益で土地を習得しています。

本来、憲法は権力者を縛るもの、独裁を許さぬようにするものですが、自民党の一部が作成した憲法改正草案を見ると、状況によって国民の言論の自由や基本的人権を縛るものとなっています。

当初、期限ありきではない与野党を含めた議論が大切などと安倍首相は発言していましたが、最近では、次の国会で発議するなどと言い始めました。もちろん、時代の条件に応じて憲法を改正するのはやぶさかではありませんが、憲法9条に文言を追加するなどと小手先での改正を主張するような安倍首相の下での憲法論の推進に反対いたします。

以上です。

○議長（三角 良人） 賛成討論はありませんか。松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 今、憲法が制定されて70年経つわけでございますけども、今、反対討論もありましたけども、そういう話を議論する請願書でございますので、国会において、憲法に対する論議を求めるのに私は賛成させていただきます。

○議長（三角 良人） 反対討論ございませんか。——これにて討論を終結します。よって、本請願について採決に入ります。本請願を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書については、採択とすることに決しました。

---

#### 日程第19. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営、タブレット活用検討会議及び議場内システムの改修について、総務建設産業委員会より工事施工状況について、以上、各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### 日程第20. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、事前に文書を配付いたしておりますとおり派遣するこ

とにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決しました。

○議員（1番 児玉 求） 議長、動議を提出します。

猪谷議員に私への議員辞職勧告決議案の提案理由をお尋ねします。

○議長（三角 良人） 修正動議だからだめです。案を備えて出さないかん。

○議員（1番 児玉 求） 動議の内容は私は何もわかっていないんですよ。だから、動議を言われた分を……。

○議長（三角 良人） 今の動議は受けつけられないそうですから、文書にて提出して下さい。

---

○議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。会議を閉じます。平成30年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午後1時31分閉会

---